

地域児童福祉推進を目指した社会福祉法人の連携強化

社会福祉法人 みなみ福社会（愛知県）

住 所 愛知県名古屋市南区笠寺町大門6-3

TEL 052-811-2883

URL <http://minami-fukushi.jp/>

経営理念 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫する。

事業内容及び定員 保育所型認定こども園（352人）1か所
保育所（60人）1か所
名古屋市子育て支援拠点 1か所（令和元年10月開所予定）

収入 (法人全体) 平成30年度決算	① 社会福祉事業	363,462,560 円
	② 公益事業	円
	③ 収益事業	1,763,395 円

職員数 86名（非常勤含む）
(法人全体)

当面する経営課題

- ・システム等による事務業務の効率化。
- ・マニュアル化等による業務の可視化。
- ・業務分掌の明確化および業務処理に関する失敗耐久力の向上。
- ・キャリアパスおよび人事考課の設定。
- ・全職員に対する意識改革。

名古屋市南区保育関係社会福祉法人 勉強会

1. 背景

名古屋市では市内 16 行政区ごとに、区内の公立および民間保育施設の連携を目指した、区保育協会が運営されています。

名古屋市南区保育協会では、社会福祉法人だけでなく、宗教法人、株式会社など、様々な運営主体があります。名古屋市南区は、区の面積としても、大きすぎず小さすぎず、という程々の規模であるが故、同じ市内でも、元々、南区保育協会会員園長どうしの連携、協働が比較的しっかりしている組織ではないかと思えます。

その一例として、南区障害児療育連絡会では、幼稚園、保育所、保健センター(保健所)、地域療育センター、区役所が連携し、連絡会や研修会など、すでに 90 回を超える回数開催実績を誇ります。

そういった強固なつながりを発展させ、入所児童だけではなく、公益的な取組としての子育て支援に関しても、組織的に他機関との連携し、運営され続けています。

行政、主任児童員、保健センター(保健所)、区社協、児童館等公的施設、幼稚園協会など、子どもに関係する機関が、それぞれの強みを出しながら組織的に取り組み、その中心的な役割として、社会福祉法人が機能しています。

一方、名古屋市南区では、1 法人 1 施設による運営、個人の善意を基に戦後まもなくより開始された保育所が多く運営されています。園長先生が法人運営も兼任されているため、園長先生の稼働確保が難しく、社会福祉法人に関する最新の情報を収集することも困難な状況です。その結果、昨今の社会福祉法人運営を取り巻く変化に対し、十分追従できていない点が課題として挙げられます。

そこで、社会福祉法人による運営の責任者を集め、今後の社会福祉法人運営、および、地域の児童福祉推進について、勉強会を行い、お互いの課題、取組等、様々な情報を交換し、経営力強化を目指しました。

また、社会福祉法人に関して、最新の情報に詳しい講師を迎え、今後の社会福祉法人のあり方、方向性について教授を受け、情報を共有しました。

2. 当日配布資料

- ・ 令和元年 6 月 18 日 朝日新聞 「社会福祉法人に『持ち株型』 厚労省導入方針 運営効率化へ 連携法人制度」
- ・ 令和元年 6 月 24 日 福祉新聞 「社会福祉法人 新連携制度を創設へ 厚労省方針 協働以上合併未満」
- ・ 社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き(平成 20 年 3 月 社会福祉法人経営研究会編)

- ・ R01.05.31 社会保障審議会福祉部会(資料3) 社会福祉法人の事業展開等の在り方について(厚生労働省)
- ・ R01.07.22 社会保障審議会福祉部会(資料4) 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会(第1回~第3回)これまでの議論の整理(厚生労働省)

3. 当日の主な内容

- ・ 社会福祉法人を取り巻く環境、世の中の流れについて。統合、協働の方向性。
- ・ 先進的な社会福祉法人の取り組み事例。
- ・ 経営強化の必要性。
- ・ 先進的な一般事業所の取り組み、および、その経緯の事例紹介。
- ・ トヨタの5Sについて。「探す」という無駄の排除。

4. 勉強会の印象、および今後の予定

保育の世界では、「経営」という言葉に対して、「現場を搾取する金儲け主義の考え方」と捉える傾向が、比較的強く感じられます。そのような考え方ではなく、経営とは、現場を守るために極めて重要であり、保育ではない事務コストを如何に削減し、現場を如何に充実させるか、という視点で見つめなおす必要性の再認識を共有することができました。

目的については、以下の2点に集約されるかと思えます。

- ・ 大人の都合による、大人たちの中だけの稼働(書類等)は、大人の創意工夫によりできる限り効率化、減少させて、子どもたちへの視点を重視した業務シフトを目指したい。
- ・ 視点はいつも子どもたち

その目的を実現するための方向、具体的な事例としては、以下のような項目が挙げられます。

- ・ 法人間協働により、保育現場ではない、法人業務に関する業務の集約処理、効率化。
- ・ 保育に関連する書類業務の集約処理、効率化、高品質化。
- ・ 保育現場での人材確保に関して、地域で連携した求人活動、人材流動運用。
- ・ 法人間協働により、施設間人材交流を推進することでの地域全体の保育の質の向上。
- ・ 研修内容共有化による知識管理(knowledge management)の運用向上。
- ・ 従来、各施設で受け付けていた利用者問合せに関して、共有受付を設置することでの、市民サービスへのワンストップサービスの提供。
- ・ 保育施設運用者だけでなく、保育行政も加えた、保育関連業務全体のシステム化効率化による、保育サービスの透明性確保、効率化、高品質化、および血税の節約。

これらの実現に向け、今後も勉強会を継続し、さらなる法人運営の効率化や、法人間連携、協働による児童福祉の向上へ、共に歩んでいこうという方向性を確認することができました。

今後、個別の社会福祉法人が一体となり、協働して機能することで、区内ばかりではなく、隣接区および市内他区、周辺市町村を巻き込んだ、子育て支援のさらなる推進に寄与していきたいと考えています。

5. 規約案

名古屋市南区保育関係社福勉強会規約(案)

(名称)

第1条 この会は、名古屋市南区保育関係社福勉強会と称する。

(会員)

第2条 この会は、南区内にて保育施設を運営する社会福祉法人、または、社会福祉法人化を検討する個人、法人の代表者、または、代表者の推薦する者をもって組織する。

(目的)

第3条 この会は、参加者の相互協力により、地域の社会福祉推進を図るとともに、社会福祉法人の統合、協働を含め、法人運営効率化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 社会福祉法人の動向に関する勉強会、研修会
2. 社会福祉法人および施設運営に関する参加者相互の情報交換
3. 本会の運営に関する打合せ会議

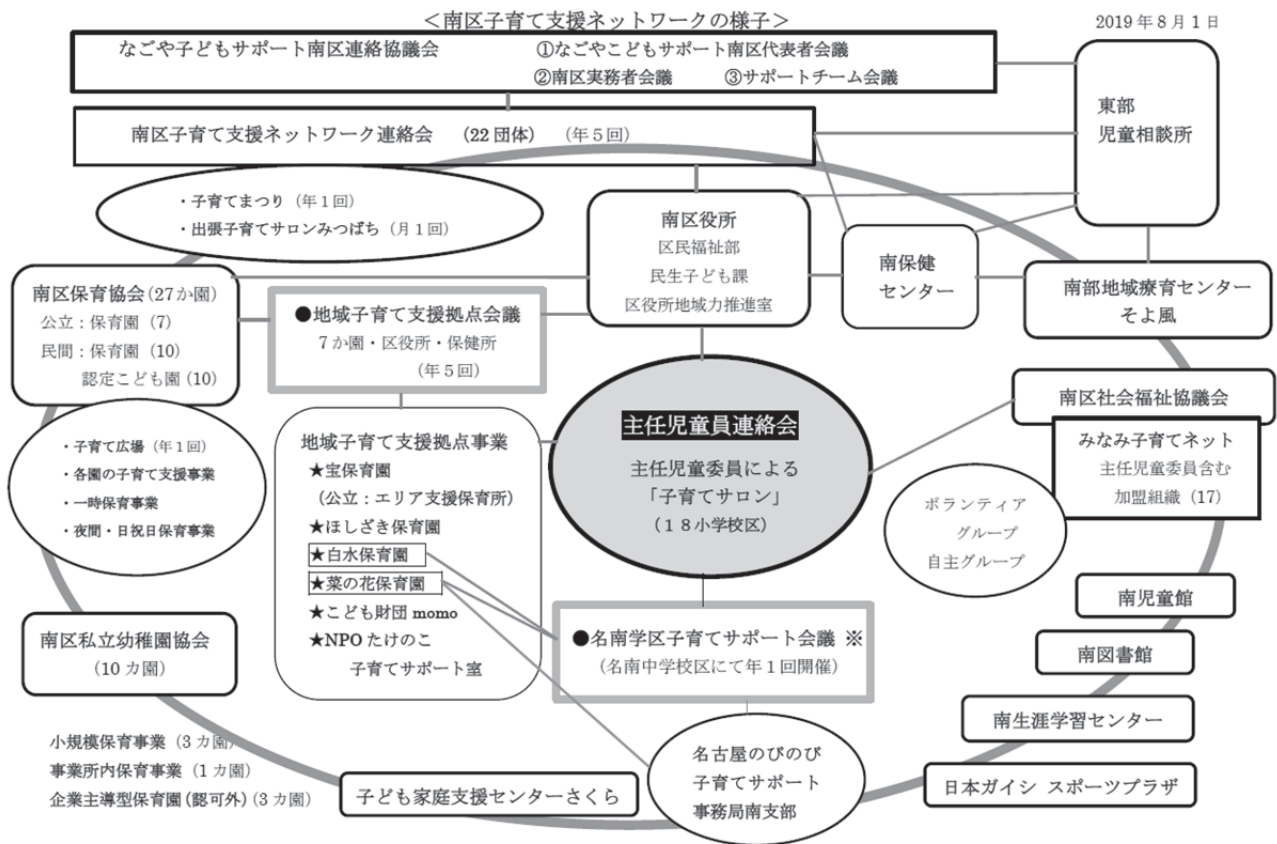
(会計)

第5条 この会は、各事業に必要な費用を該当事業参加者で案分し、負担することとする。

(改正)

第6条 この規約は、運営に関する打ち合わせ会議において、出席者の過半数を以て改正とする。

6. 名古屋市南区子育て支援ネットワーク、連携組織図



7. 当日の様子



